川口市監査告示第　１０　号

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく定期監査を執行したので同条第９項の規定によりその結果を公表する。

平成３１年　４月２６日

川口市監査委員　　小　川　春　海
同　　星　野　隆　男
同　　柳　田　つとむ
同　　石　橋　俊　伸

監査結果報告書

第１　監査の概要

１　監査の対象及び理由

（１）監査の対象

生涯学習部

（２）選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間　　平成 29 年 3 月 1 日～平成 29 年 3 月 28 日

２　監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

３　重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のように設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1)未収金	ア　調定額・調定の時期は適切か イ　過年度収入未済額は適切に繰り越されているか ウ　債権の管理は適切か、滞納整理の手続きは適時・適切に執られているか
(2)現金	ア　帳票等と現金は突合しているか イ　紛失・盗難のリスクはないか
(3)補助金等	ア　必要な手続きは行われているか イ　実績報告は形骸化していないか ウ　補助事業の効果の検証は行われているか

(4)契約事務	ア　安易な随意契約を採用していないか イ　同一時期に同一内容の分割契約はされていないか ウ　検査結果通知書・チェックシートは作成されているか
(5)財産管理	ア　台帳と現物の実地照合はされているか イ　返納手続きをせずに処分していないか ウ　備品現在高報告書の記入漏れはないか

4　監査の対象期間

平成30年1月1日～平成30年12月31日

5　監査の実施期間

平成31年2月 1日～平成31年 3月20日

6　監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

また、監査委員が対象施設を選定し、現地調査を実施するとともに関係職員から事務の執行状況について説明を聴取した。

［教育総務課］

(1)　主な監査項目

ア　収入事務

(ｱ) 分庁舎等の使用料

イ　支出事務

(ｱ) 教育委員会委員報酬

(ｲ) 教育委員会事務点検・外部評価委員報償金

(ｳ) 旅費

(ｴ) 消耗品費

(ｵ) 芝富士小学校変圧器等の修繕料

ウ　契約事務

(ｱ) 電気設備保守管理等の委託契約

(ｲ) 芝富士小学校仮設渡り廊下等の賃貸借契約

(ｳ) 中学校理科教材備品等の教材備品購入契約

エ　工事の設計・施行及び監督業務

(ｱ) 幸町小学校グランド整備工事

オ　財産管理

(ｱ) 備品管理

［生涯学習課］

(1)　主な監査項目

ア　収入事務

(ｱ) 公民館使用料

イ　支出事務

(ｱ) 社会教育委員等の報酬

(ｲ) 市民大学講座講師等の報償金

(ｳ) 旅費

(ｴ) 消耗品費

(ｵ) 南平公民館漏水等の修繕料

(ｶ) はたちの集い実行委員会交付金等

ウ　契約事務

(ｱ) 新郷公民館他 28 館夜間管理業務等の委託契約

(ｲ) 戸塚公民館・図書館 LED 照明及び誘導灯設備等の賃貸借契約

エ　財産管理

(ｱ) 備品管理

(ｲ) 郵便切手の受払い

［文化推進室］

(1)　主な監査項目

ア　収入事務

(ｱ) アートギャラリー使用料

(ｲ) ワークショップ等参加料等の雑入

イ　支出事務

(ｱ) 文化芸術審議会委員等の報酬

(ｲ) 出演者等の報償金

(ｳ) 旅費

(ｴ) 消耗品費

(ｵ) 青少年ピアノコンクール実行委員会等の交付金

ウ　契約事務

(ｱ) 川口市立アートギャラリー監視業務等の委託契約

(ｲ) 川口市立アートギャラリー電子計算機等の賃貸借契約

エ　財産管理

(ｱ) 備品管理

(ｲ) 郵便切手の受払い

［文化財課］

(1)　主な監査項目

ア　収入事務

(ｱ) 文化財センター使用料

(ｲ) 市史等頒布雑入

イ　支出事務

(ｱ) 文化財保護審議会委員報酬

(ｲ) 調査員等の報償金

(ｳ) 旅費

(ｴ) 消耗品費

(ｵ) 指定文化財補助金等

ウ　契約事務

(ｱ) 歴史自然資料館展示製作等業務等の委託契約

(ｲ) 赤山城跡保存整備事業に係る土地等の賃貸借契約

エ　財産管理

(ｱ) 備品管理

(ｲ) 郵便切手の受払い

［中央図書館］

(1)　主な監査項目

ア　収入事務

(ｱ) 図書館使用料等

(ｲ) 書籍等弁償金等の雑入

イ　支出事務

(ｱ) 図書館・映像・情報メディアセンター運営審議会委員報酬

(ｲ) 読み聞かせ奉仕者等の講師等報償金

(ｳ) 旅費

(ｴ) 消耗品費

(ｵ) 埼玉県図書館協会等の負担金

ウ　契約事務

(ｱ) 中央図書館運営業務補助等の委託契約

(ｲ) 川口市図書館システム等の賃貸借契約

エ　財産管理

(ｱ) 備品管理

(ｲ) 郵便切手の受払い

(ｳ) 駐車場回数券の受払い

［科学館］

(1)　主な監査項目

ア　収入事務

(ｱ) 科学展示施設入場料等

イ　支出事務

(ｱ) 科学館運営審議委員報酬

(ｲ) 事業協力者等の報償金

(ｳ) 旅費

(ｴ) 消耗品費

(ｵ) 埼玉県博物館連絡協議会等の負担金

ウ　契約事務

(ｱ) インストラクター業務等の委託契約

(ｲ) プラネタリウムシステム等の賃貸借契約

エ　財産管理

(ｱ) 備品管理

(ｲ) 郵便切手の受払い

［スポーツ課］

(1)　主な監査項目

ア　収入事務

(ｱ) 体育施設使用料

(ｲ) スポーツ教室参加料等雑入

イ　支出事務

(ｱ) スポーツ推進審議会委員等の報酬

(ｲ) 中学校・高等学校運動部指導者等の講師報償金

(ｳ) 旅費

(ｴ) 消耗品費

(ｵ) 西スポーツセンター冷却水ポンプ修繕外

(ｶ) 社会体育奨励等の交付金

ウ　契約事務

(ｱ) 東スポーツセンター管理業務等の委託契約

(ｲ) 発券機等の賃貸借契約

エ　財産管理

(ｱ) 備品管理

第２　監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

（指摘）

１　修繕料について

公民館の修繕料において、一括して発注可能な契約について分割発注されているものが見受けられた。また、一者随意契約の理由が明確でないものが見受けられた

ので、川口市契約に関する規則等に基づき適正に執行されたい。

第３　意見

１　補助金交付団体の事務について

川口市レクリエーション協会等の市が関与する任意団体の事務について、全市的により一層の改善を求める。

２　補助金交付事務について

生涯学習課の補助金交付事務において、交付団体の審査に一部不備が見受けられたので、補助金の交付の目的に従い公正かつ効率的に執行されたい。

３　図書館の蔵書管理について

各図書館において不明図書が発生していることから、その原因を究明し、より一層効果的な策を講じ、不明図書が減少するように取り組まれたい。